

昭和文学会会則

総則

第1条 この会は昭和文学会と称する。

第2条 この会は昭和の文学を中心とする近・現代文学の研究を進めることを目的とする。

第3条 この会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1 大会、研究会などの開催。

2 機関誌などの発行。

3 その他、必要と認められる事業。

第4条 この会は第3条の事業を遂行するために、付則に定める場合に事務所をおく。

会 員

第5条 この会は第2条の目的に賛同する個人および団体の会員をもつて構成する。

第6条 会員は付則に定める会費を負担するものとする。

組 織

第7条 この会は第3条の事業を遂行するために、幹事会、常任幹事会、会務委員会、編集委員会をおく。

1 幹事会のなかに常任幹事会をおき、代表幹事、総務担当幹事、会務担当幹事、編集担当幹事およびその他の幹事で構成する。

2 常任幹事会のもとに会務委員会、編集委員会をおく。また、常任幹事会が必要と認めた委員会は、別にこれをおくことができる。

役員および委員

第8条 この会は第7条の組織を運営するために、次の役員および委員をおく。

役員 代表幹事 1 名 常任幹事 若干名

幹 事 若干名 監 査 2 名

委員 会務委員 若干名 編集委員 若干名

代表幹事はこの会を代表して会務を総括する。
常任幹事は総会および幹事会で議決した事項を執行する。また総務担当幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に支障あるときはその職務を代行する。
幹事はこの会の重要事項を審議する。
監査はこの会の財務を監査する。

第9条

委員はこの会の実務を担当する。
役員は次の手続きに従って選出し、総会において承認を得る。

1 幹事の候補は別に定める内規に従って選出する。

2 常任幹事は幹事の互選により、代表幹事・総務担当幹事は常任幹事の互選により候補を選出する。

3 会務担当・編集担当の常任幹事は、前項にかかわらず常任幹事会がこれを委嘱する。

4 監査は幹事会が会員の中から推薦する。

第10条

役員の任期は2年とする。再任を妨げないが、常任幹事については連続2期を超えないこととする。

編集委員・会務委員の任期も2年とする。

その他の委員については、そのつど定める。委員は2期連続では再任しないこととする。

総 会

第11条 この会は毎年1回定期総会を開く。また、幹事会が必要と認めたとき、あるいは会員の10分の1以上から要求があったときは臨時総会を開くことができる。

第12条 総会は代表幹事が招集する。

会 計

第13条 この会の経費は会費その他をもつてあてる。

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第15条 この会の会計報告は、監査を受け、幹事会の議を経て総会で承認を得る。

会則の変更 第16条 会則の変更は総会の議決による。

付 則

1 この会の事務所を笠間書院（東京都千代田区猿樂町2-1-213）内におく。

2 会員の会費は2022年4月1日より、年額8000円とする。但し、「学生・研究生会員」（学部在學生、大学院在學生、研究所等の研究生）、および「在外会員」（1年以上継続して海外に在住している者）は年額5000円とする。入会金は10000円とする。

3 会員の種別は当該年度の4月1日の所属及び居住を以て、会費納入時の会員自らの申告によつて行うものとする。

4 会費滞納が2年を超えた会員は退会したものとす。この会則は2021年6月19日より改正施行する。